

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	徳島市

## 徳島市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 徳島市経済部農林水産課  
所在地 徳島県徳島市幸町2丁目5番地  
電話番号 088-621-5252  
FAX番号 088-621-5196  
メールアドレス norin\_suisan@city-tokushima.i-tokushima.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。  
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・サル・シカ・ハクビシン・アライグマ・カラス・カモ・カワウ・ドバト
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	徳島県徳島市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	173.8 万円 189a
	果樹 (みかん等)	16.4 万円 3a
	野菜 (タケノコ等)	96.6 万円 33a
	土地損壊・人身危険	
サル	果樹 (みかん等) 人身危険	
シカ	果樹 (みかん等) 水稻	504.2 万円 100a
ハクビシン	果実 (いちご)	10 万円 3a
アライグマ	—	—
カラス	糞害・汚損	—
カモ	野菜 (ブロッコリー等)	
その他鳥類	野菜	—
カワウ	あゆ 糞害・汚損	1,000 万円
ドバト	糞害・汚損	
		1,801 万円 328a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。) 等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシ) 山地とその周辺全てが生息域であり、食害や土地損壊が発生している。また、市内中心部の眉山周辺での出没情報が増加し、土地損壊や人身危険などの危険性が高まっている。

サル) 一宮を中心とする上八万地区、八多を中心とする多家良地区にて農業・生活被害が発生している。また、単発的に市街地での目撃情報がある。

シカ) 数年前と比べて生息域が拡大しており、目撃情報、捕獲数とも増加している。市内南部、西部地域での目撃が多い。勝浦町や神山町、佐那河内村境周辺では果樹や苗木の食害が発生している。

ハクビシン) 山間部だけでなく、市街地にも進出。果樹や野菜の食害だけでなく、民家の屋根裏や軒下での糞害や騒音被害なども多発している。

アライグマ) 徳島市を含め、周辺地域にも目撃・捕獲例があり、潜在的に生息していると思われるが、被害の特定はできていない。

カラス) 眉山や南部の山間部をねぐらとし、吉野川沿岸地域の野菜や、南部地域の果樹の食害が発生している。また、市街地での滞留による糞害などの生活環境被害が発生している。

カモ) 吉野川沿岸において葉菜類の食害が発生している。特に、ブロッコリー、ほうれん草等の被害が内陸地へ拡大している。

カワウ) 吉野川・勝浦川に生息。あゆ等への食害。

ドバト) 都市部に生息。建築物に営巣して糞害による生活環境被害が発生している。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

### (3) 被害の軽減目標

指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和8年度)
イノシシ	2.25ha 286.8万円	2.03ha 258万円
シカ	1.0ha 504.2万円	0.9ha 453万円
サル	0ha 0万円	0ha 0万円
ハクビシン	0.03ha 10万円	0.02ha 9万円
カモ	0ha 0万円	0ha 0万円
その他鳥類	0ha 0万円	0ha 0万円
計	3.28ha 801万円	2.95ha 720万円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目

標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市と地区猟で有害鳥獣捕獲に関する委託契約を締結し、捕獲班員約90名が市内一円にて通年で捕獲活動</li> <li>・国の交付金を活用し、徳島市鳥獣被害対策協議会（以下「協議会」。）がイノシシ用の捕獲オリ等をこれまでに82基購入、地区猟友会捕獲班にて運用</li> <li>・自衛のための狩猟免許取得に対し、試験料と事前講習会費用の補助を行った。</li> <li>・市や協議会で小動物用の捕獲オリを計5基購入し、建物内における小動物捕獲許可の際に併せて貸出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害捕獲におけるくくり罠の使用は安全面を理由に許可を行っていないが、シカやサルを捕獲するためには、今後必要だと考える。</li> <li>・市中心部の眉山保護区において、効果的な捕獲活動を行うため捕獲オリの増設が必要。</li> <li>・狩猟免許取得補助については、今後補助対象者を拡大し、狩猟者の確保に努めていく必要があると考える。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<p>協議会として、平成25年度から国の鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し集落単位で侵入防止柵の設置を進め、令和元年度までに約91km設置した。</p> <p>平成26年度から市の単独事業において、個人単位での侵入防止柵への補助を行い、約7.2km設置した。</p>	<p>侵入防止柵を設置した地域における農作物の被害は軽減したが、設置していない地区に新たに被害が生じるなど、鳥獣の出没範囲が変化している。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>平成26年度から国の鳥獣被害防止総合対策を活用し、緩衝帯を設置した。</p>	<p>放任果樹については、地域でも問題意識はあるものの所有者が不明など対策の阻害要因があることが多く、解決に向けた仕組みの確立が必要であると考えます。</p>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の

- 導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
  - 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

侵入防止柵の設置については、設置地区も増えてきているため、設置済み地区の維持管理、運用状況の把握に努めるとともに、被害軽減効果の検証を継続的に行っていく。これらを資料として新たな地区での維持管理の参考や、説明会等で活用していくことにより、被害防止策の精度を高めていく。

鳥類の被害のうち、特にカモの被害について、野菜類の食害範囲の拡大が見られることから、生息状況や被害状況を調査し、有効な対策についての検証を行っていく。これをもとに、対策マニュアルの作成など、鳥獣被害に強い農地の形成を目指す。

捕獲活動については、引き続き地区猟友会と連携、情報共有を行い、住民からの被害相談等をもとにした捕獲オリ設置場所の検討や効果的な捕獲機材の導入を進め、より効率的な捕獲体制の整備を目指す。

市として、野生鳥獣、特に人身被害の恐れのあるイノシシ、サルの生息、出没等の状況についての情報発信、注意喚起を継続して行っていく被害の発生を抑制するとともに、本市の自然環境に対する理解と問題意識の醸成を図っていく。また、住宅地に出没する野生鳥獣への対応を行うため、緊急時連絡体制の確立を進める。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。  
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣捕獲の実施にあたっては、本市と徳島地区猟友会との間で委託契約を締結して行っている。地区猟友会内で編成された捕獲班員を従事者とし、箱わな、銃器により、市内広範囲において捕獲活動を実施している。

個人捕獲許可については、主に農業者等の自衛目的に対し捕獲許可を行い、所有地や地域内の限られた範囲での捕獲を実施している。

また、市街地で野生鳥獣の捕獲、公共施設や道路、河川での管理上の必要性が生じた際に市職員による鳥獣捕獲等の対応を行うよう、行政遂行捕獲許可を受けた職員による捕獲実施の体制を取っている。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6	イノシシ ・シカ	国の交付金を活用した捕獲機材の導入 狩猟者の確保を目的として、市事業により狩猟免許取得補助を実施
令和7	イノシシ ・シカ	国の交付金を活用した捕獲機材の導入 狩猟者の確保を目的として、市事業により狩猟免許取得補助を実施
令和8	イノシシ ・シカ	国の交付金を活用した捕獲機材の導入 狩猟者の確保を目的として、市事業により狩猟免許取得補助を実施

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシについては、徳島市における令和2年度から令和4年度の捕獲数平均を基準とし、捕獲数は減少傾向ではあるものの、捕獲オリ増設による捕獲圧強化を見込み各年2%の増加設定。シカについては、令和2年度から令和4年度の徳島市における捕獲数平均を基準とし、捕獲数も増加傾向にあることから捕獲圧強化を見込み各年2%の増加設定。その他鳥獣は直前3カ年の有害捕獲実績数の平均値と被害相談の傾向をもとに設定。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	360	367	374

サル	4	4	5
シカ	138	140	143
ハクビシン	18	18	19
カラス	257	262	267
カモ	23	24	24
カワウ	147	150	153
ドバト	15	15	15

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
(イノシシ)	猟区は春季、秋季に銃器により、眉山・月ノ宮保護区は通年で捕獲オリによる有害捕獲で対応。
(サル)	通年、猟区で銃器を用いて有害捕獲で対応。
(シカ)	猟区は春季、秋季に銃器により、眉山・月ノ宮保護区は通年で捕獲オリによる有害捕獲で対応。有害捕獲でのくくり罠の解禁も検討する。
(ハクビシン)	主に個人捕獲許可において対応。狩猟免許未取得者に対しては、自宅内でのみ許可し、小型箱わな貸出しの対象としている。
(カラス)	銃器を用いて有害捕獲で対応。
(カモ)	銃器を用いて有害捕獲で対応。
(カワウ)	銃器を用いて有害捕獲で対応。
(ドバト)	駆除業者に対する有害捕獲許可で対応。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
猟区において春季、秋季に行うイノシシ、シカに対し銃器を使用する有害捕獲でライフル使用を許可。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
特になし	

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ シカ・サル	侵入防止柵 3,000m	侵入防止柵 3,000m	侵入防止柵 3,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ・シカ	管理状況の現地調査	管理状況の現地調査	管理状況の現地調査
サル	管理状況の現地調査	管理状況の現地調査	管理状況の現地調査

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
6	カモ 全鳥獣	被害状況・飛来状況等の調査 広報・講習会等による対策の普及啓発活動
7	カモ 全鳥獣	被害状況・飛来状況等の調査 広報・講習会等による対策の普及啓発活動
8	カモ 全鳥獣	被害状況・飛来状況等の調査 広報・講習会等による対策の普及啓発活動

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる

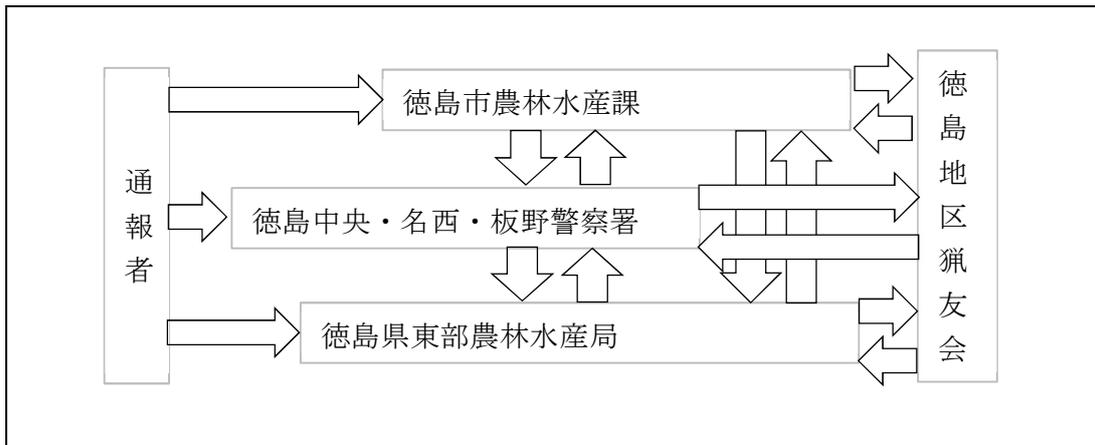
## おそれがある場合の対処に関する事項

### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
徳島市農林水産課	住民に対する注意の周知、他関係機関との連絡調整、加害獣等の搜索、現場周辺の巡回等
徳島地区猟友会	加害獣の搜索、捕獲、現場周辺の巡回等
徳島中央・名西・板野警察署	加害獣の搜索、現場周辺の巡回等
徳島県東部農林水産局	加害獣の搜索、現場周辺の巡回等

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

### (2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ・シカは埋設及び自家消費。  
サル・カラス・鳥類は埋設及び焼却。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし
------

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし
------

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	徳島市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
徳島市農林水産課	事務全般・被害防止対策支援・啓発活動
徳島地区猟友会	有害捕獲・個体数調整
徳島県東部農林水産局	鳥獣被害対策に対する指導
J A 徳島市	農作物の被害状況・捕獲機器の情報提供
徳島中央森林組合	森林被害の状況報告
鳥獣保護員	有害捕獲の現地確認

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年1月17日に設置。  
市職員7名のみで構成されており、うち狩猟免許取得者は4名。  
主な活動は、追い払い、生息調査、被害調査、技術指導、広報啓発活動である。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。